

箱根嶽影楼松坂屋蔵康有為詩軸

平野和彦

箱根芦ノ湖畔にある老舗旅館嶽影楼松坂屋は、樋口一葉（一八七二～一八九六）の短歌短冊や高浜虚子（一八七四～一九五九）の俳句短冊、北原白秋（一八八五～一九四二）の歌詞色紙など、明治から昭和期の文人の筆蹟を数多く保存している。日本の文人に関わる収蔵品が多い中で、ひときわ異彩を放つのが中国清末の思想家康有為（一八五〇～一九二七）の詩軸一幅である。康有為は、戊戌百日維新のリーダーとして奔走した政治家として知名度が高く、その生涯の中で、日本との関わりも非常に深い人物である。

現在の嶽影楼三代目主人安藤篤好氏によれば、この詩軸は、松坂屋に宿泊した漢学者諸橋轍次（一八八三～一九八二）によって発掘されたものであるという。その経緯について、以下、御当主のお話しを中心に触れておきたい。

嶽影楼松坂屋の開業は明治の中頃に遡る。宮ノ下―箱根間道路開削の指導者であり、芦之湯にある鳴鶴楼松坂屋本店の主人でもあった松坂万右衛門の次男、安藤好之輔（明治十一年・一八七九～昭和三十三年・一九五八）が初代当主である。本箱根に芦之湯松坂屋の支店として開業したのち独立した。当初は、西洋式の「松坂ホテル」として営業していたが、大正十二年（一九二四）の関東大震災でホテルが全壊し、和風の「松坂屋旅館」として営業を再開して現在に至っている。

好之輔は、三菱財閥の四代目社長岩崎小弥太（明治十二年・一八八〇～昭和二十年・一九四五）と交友があった。高浜虚子は、岩崎小弥太を通して嶽影楼に滞在するようになり、戦前は、毎年のように「ホトトギス」の句会をここで開いていたという。諸橋轍次も、岩崎小弥太によって嶽影楼と縁を結ぶことになったようである。当時、岩崎家は、箱根に別荘（明治四十四年築）を持っており（現在の跡地は、小田急山のホテルとして使

用されており、庭園は当時のまま残されている。）、嶽影楼からは歩いても程近い距離にあった。諸橋は、毎年夏になると岩崎家に講義に訪れ、嶽影楼に一週間ほど滞在していたという。岩崎小弥太は諸橋轍次を師として中国の古典を学んでいたのである。『論語』、『孟子』、『大学』、『中庸』、『詩経』、『莊子』などで、一般にはわかりにくい老荘の書なども、小弥太に仏学の造詣があったことから、容易に理解していったという。諸橋は、小弥太とその父弥之助（一八五一～一九〇八）によって収集された文化財を収蔵する静嘉堂文庫の文庫長を務めた。静嘉堂は、約二十万冊に及ぶ和漢の古典籍と、五千点もの古美術品を収蔵し、国宝は七点、重要文化財は八十一件、重要美術品は七十余点にも上る。文庫は、駿河台の岩崎邸内から高輪の邸内に移ったが、大正十三年（一九二四）には、小弥太が弥之助の十七回忌に当たって、現在の文庫を玉川の廟側に建設して典籍を収納した。昭和初年には、文庫と並んで美術館と展示室が建築され、昭和十五年、小弥太は、蔵書と文庫の全てを寄附して財団法人静嘉堂を設立したのである。典籍を永久保存するとともに、これを公開して研究者の利用に供し、斯界の発展に貢献している。

箱根滞在中のある日、諸橋は嶽影楼にあった一幅の詩軸に目を止め、これは、文章、書ともに大変貴重なものだから、大切に保管してください、と、好之輔に語った。その時から、嶽影楼松坂屋では代々この作品を珍藏してきたのである。康有為の詩軸は、かかる縁があったればこそ世に出ることができたと言える。

さて、その康有為詩軸であるが、形状は、紙本の軸装、寸法は、タテ二二〇、五×ヨコ九三、三cmの一幅で、行草書七行が書かれている。そのうち、四行目までに詩が書かれており、後の三行が落款であることがその書写形態から判別できる。そして、落款印には白文印「康有為印」が鈴印

されている。又、この副の二行目中ほどにある「卮」字と「富」字の間に一字分の字間が取られており、前四行は詩二首、即ち七言絶句二首が書かれていることがわかる。以下に各詩を示しておこう。第一首目は、

湖水澄清似舊時

碧山廻合碧漣漪

萬松塔島離宮路

嶽影樓頭又酒卮

というもので、第二首目は、

富士雲開見碧鬢

昔年白首倒波間

而今富士翻年少

舊客重來白髮斑

である。再び訪れた嶽影楼。そこから眺めると、芦ノ湖の湖水は昔のように清く澄みわたり、樹木の茂る碧の山々は、碧色のさざ波と廻り合う。数多の松が立つ塔ヶ島の離宮へ連なる路。それを見ながら嶽影楼で又杯を傾ける康有為であった(第一首)。雲が開けて富士山が緑の山容を現した。康有為は、以前来た時のことを思い出す。あの時は、富士の白い頂が湖水の波間にその倒影を映していたはずだ、と。康有為には、富士山が当時より若くなったように見える。しかし、旧客の自分は、と見れば、もう白髪が目立つようになってしまった(第二首)。こうした旧懐の情を見事に賦した二首である。この幅の落款三行には、

光緒戊戌九月、以政變東遊日本。十月遊芦之湖、飲于嶽影楼。富士雪頂、倒影波間。光景奇絶。把酒不忍去。今十四年再到。三周地球、五居瑞士。又復重飲嶽影楼、則辛亥八月也。富士未雪雲冥。祝開之感賦二詩。康有為。

と、作詩の経緯が述べられているが、これによると、清光緒戊戌(一八九八)九月、政変によって日本に亡命した康有為は、十月には芦ノ湖に遊び、嶽影楼に投宿して、雪頂の富士が湖水に倒影する絶景を見ながら杯を傾けたようである。十四年が経過し、再びここを訪れた時に賦したのがこれらの詩で、同じ嶽影楼で杯を挙げたその年は、辛亥(一九一一)の八月であっ

たことが知れる。「祝開之感賦二詩」とあることから、この副に書かれているのが七言絶句二首であることは間違いなく、一九一一年、康有為五十四歳の時の、箱根における連作であることがわかる。

第一首の「旧時」は、戊戌政変の年、即ち一八九八年十月を指す。又、「塔島」は塔ヶ島を、「離宮」は箱根離宮を指している。明治十九年(一八八七)に、皇族の避暑及び外国からの賓客のための離宮が塔ヶ島に完成したが、関東大震災と北伊豆地震で建物は崩壊した。昭和二十一年に神奈川県に下賜されて、現在は、恩賜箱根公園として一般公開されている。嶽影楼からの眺望は、澄んだ湖水と碧のさざ波、箱根の碧の山々、万松の塔ヶ島等々を当時のままの姿で残している。

一八九八年(戊戌)から一九一一年(辛亥)までの十四年間は、落款に「今十四年再到。三周地球、五居瑞士。」とあるように、康有為が海外亡命生活を送った長い年月であった。『康南海自編年譜』(蔣貴麟編『康南海先生遺著彙刊』第二十二卷所収・以下「遺著彙刊」と略す。)光緒二十四年の条には、日本へ渡る前後の経緯について、

當十四日吾到港也。：時日人宇佐穩來彦偕領事上野季次郎來見、以大隈伯在相位、有志營東亞、先欲至日本求救、隈伯電許保護速之來。先是日人宮崎寅藏、託梁鐵君來送金二千卻之、日本諸士皆好義、周旋懇摯、故以九月五日東渡、乃議游歐美焉。：在港凡二十日：九月十二日至日本、居東京已三月、歲暮書於牛込區早稲田四十二番之明夷閣。

と記されている。時の外務大臣大隈重信(一八三二～一九二二)の保護を求めべく、日本領事上野季次郎の周旋を受けた康有為は、犬養毅(一八五五～一九三二)の命令で香港に來ていた宮崎滔天(一八七一～一九二二)らの援助によって船で日本に渡ったのである。

こうした事態を、西太后ら清朝政府が黙って見過ごすわけもなく、政変の首謀者康有為・梁啓超の引渡しを日本に要求してきた。結局、日本政府は、康有為を国外追放、梁啓超を日本に留める形で解決を図ることに決定し、康有為は、翌年光緒二十五年(一八九九)、日本を離れてカナダへ向かうことになる。『康南海自編年譜統編』(『遺著彙刊』第二十二卷所収)は、『康南海自編年譜』が、戊戌(光緒二十四年・一八九八)の記述で終

わった後を受けて、娘の康文珮によってまとめられたが、その光緒二十五年の条には、その間の様子について次のように記されている。

正月、先君居日本東京明夷閣。時與王照、梁啓超、梁鐵君、羅普等重話舊事、賦詩唱和。日相大隈伯、文部大臣犬養毅、外務大臣副島種臣、内務大臣品川子爵、名士松崎藏之助、柏文郎、陸實、桂五十郎、濱村藏六、陸羯南三宅等、亦常來游。桂湖邨且以日本寶刀相贈。日野秀逸伯爵邀觀家藏書畫古物。……(二月)十一日、由橫濱乘和泉丸渡太平洋、廿七日抵加拿大域多利亞埠。

二月十一日に日本を離れるまで、東京の明夷閣で多くの日本の人士と文人的交友を持っていたことが窺える。年譜からは、当時の詳細を知ることができないが、康有為が最初に箱根を訪れたのは、このような政治的波瀾の渦中であって、日本に滞在した僅か五ヶ月の間の出来事だったことがわかるのである。

『明夷閣詩集』(『遺著彙刊』第二十巻ほか所収)は、日本滞在中に康有為が賦した詩を収録するが、その中に、箱根を訪れた際の詩が六首ほどあり、康有為にとって箱根が如何に印象深い地であったかを窺い知ることができる。以下にその詩題のみを挙げておこう。

- 一、「同梁任甫羅孝高游箱根宿塔之澤環翠樓浴温泉」
- 二、「登箱根頂浴盧之湯」
- 三、「盧湖樓望富士山」
- 四、「自宮之下温泉冒雨下山仍宿塔之澤環翠樓」
- 五、「環翠樓浴後不寐夜歩廻廊」
- 六、「三宿環翠樓」

一に見えるように、この時期に賦された詩であることが明白なものもあるが、二・六については、二と五が、その詩を書いた墨蹟が環翠樓に残されており、二には、「戊戌十月。長素又作客塔之澤。」と、又、五には、「戊戌十月。宿環翠樓。夜坐聽泉。電燈照夕。有感寫留。鈴木君。康有為。」と落款があることから、この時期に賦した詩であろうことが知れるのみで、三、四、六はそれを判然とはしがたい。『明夷閣』と銘打つ詩集に収められているのであるから、この時期の詩である判断材料があったものと思われ

れる。

ところで、残念なことに、康有為がこの時期に嶽影松坂屋を訪れたことが明らかであるにもかかわらず、そのことについて直截的に触れた詩はまったく収められていない。

又、本稿の嶽影松坂屋蔵詩軸に見られる二首の詩は、『明夷閣詩集』だけではなく、康有為の各種詩集にもまったく収録されていない。これだけ箱根や「明夷閣」に関わる資料が確認されるにもかかわらず、これらの詩について見過ごされているのはいったいどういう訳であろうか。

康有為の詩集を収録する代表的な刊行物としては、以下A、B、Cの三種が挙げられるが、各本それぞれに字句の異同はあるものの、いずれにもこの二首は見られない。以下にその三種を挙げよう。

- A、蔣貴麟編『康南海先生遺著彙刊』所収「康南海先生詩集」・崔斯哲手寫(台北宏業書局・民国六十五年・一九七六)
- B、門人新會梁啓超手寫『南海先生詩集』南海先生叢書之一(康同環發行・九龍各大書局・一九六六)
- C、康有為遺稿『萬木草堂詩集』上海文物保管委員會研究部編(上海人民出版社・一九九六)

Aを手寫した崔斯哲は康有為の門人で、「中華民國二十五年歲次丙子十二月後學崔斯哲跋於端州」とあり、一九三六年に端州でこの詩集に跋している。Bは梁啓超手寫本で、その冒頭には康有為の自序があり、日付は「光緒三十四年十月九日 南海康有為更生自序」と寄せている。実は、Aにも崔斯哲が、「右為南海先生手書自序於梁任公所寫之詩集者今照原刻重印崔斯哲卓吾記」として収録しており、この序文が、Bのために書き下ろしたものであることが確認できる。一九〇八年のことである。Cは康有為自身の手稿本で、詩集成立の鍵となるものであるが、ここには自序が二種あり、一種は、Bに収録されているものと内容が同じである。しかし、康有為自らが添削を加えた痕跡が多く残る稿本で、「光緒三十三年戊申三月」と、もう一種には「光緒三十四年冬十二月」と記されている。康有為が、これにも親筆で「右門人梁任公所寫詩凡四卷至明夷閣止事變日繁必無暇畢寫門人請先以付印以待讀寫焉 更生 辛亥五月」と補記し、更に、辛亥七

月には、詩集の全ての題名を書き添えたBにも、一ヶ月遅れたその年の八月に賦した二首の詩は収録が間に合わなかったのである。仮に、Aの手写に間に合っていたとしても、そもそも「明夷閣」は、戊戌前後の東京時代の寓居で、辛亥に再来日した時は、神戸、須磨を中心とした滞在であった。同じ箱根を訪れて、同じ芦ノ湖、同じ嶽影楼で杯を傾けたとしても、『明夷閣詩集』に採られることはなかっただろうし、それ以外の詩集に収める余地も見出せないまま遺漏されたものと思われる。

ただ、Aの「補遺」にこれと思われる詩が採られている。しかし、第一首の結句にある「樓頭」が「樓中」に、第二首の承句にある「倒波間」が「浸波間」に、転句の「翻年少」が「年翻少」と字句の異同があり、又、第一首、第二首をそれぞれ別々の七絶と見ていないのか、「再遊箱根山頂蘆之湖望富士山」と、『明夷閣詩集』のそれを真似たかのような詩題が冠せられており、出処も不明である。

光緒二十五年戊戌（一八九九）、日本を追われた康有為は、清朝の刺客から逃れてシンガポールに移り、翌年ペナンに移った。インド遊歴を皮切りに、欧州各国への遊歴が始まり、宣統三年辛亥（一九一一）には、再び日本を訪れたのである。『康南海自編年譜統編』は、

五月十一日、重遊日本、寓須磨門人梁啓超之雙濤園、自築小樓臨海、名曰天風海濤樓。時矢野文雄、犬養木堂等把酒話舊……。

と始まるものの、この年の八月に箱根を訪れたことや、政治向きのことは触れていない。しかし、嶽影楼所蔵の一幅に書かれた二首の詩こそ、当時の康有為の心境を語って余りあるものがあるのではなからうか。この後、中国の情勢は、康有為が願ったのとは正反対の共和体制に向かって動き出していったからである。この年の十二月と翌年の十月にも箱根を訪れたが、約二年半を神戸、須磨中心に過ごした康有為は、中国に帰っていく。

ところで、本稿で取り上げた嶽影楼所蔵の一幅であるが、最後に、その落款印「康有為印」を話題にしておきたい。

この印は、載山青編『吳昌碩印影』（北京廣播学院出版社・一九九二）に、吳昌碩（一八四四～一九二七）が刻した印として収録されているものである。康有為は、中国に帰って、民国三年（一九一四）、上海に居を構

えた。その上海時代、政治活動や生活に必要な資金は莫大なもので、康有為自身も潤例を定めて売字を行い、苦しい台所の切り盛りに一役買っていた。そこで必要になってくるのが落款印である。蔣貴麟編『萬木草堂遺稿外編』（成文出版社・民国六十七年）には、吳昌碩が康有為に宛てた書簡が収められており、

南海先生史席：頃展手牋、藉悉種種。缶比來額疽略愈、而耳際又復腫痛、似有別種發生他恙。屬刻印、以文字太多、缶無此目刀。綠石若改爲四五字、或俟稍愈、再能報命也。石暫存如何？專復即頌纂安。缶弟昌碩頓首。前月趨謁、適公遊杭、未遇爲悵。

と、刻印の依頼に関するやりとりがなされている。康有為が吳昌碩に刻印依頼していたことと、その上海・杭州における交友が通常以上に親密なものであったことが文面から窺える。ただ、康有為が吳昌碩に刻印依頼するとすれば、それは、上海時代以前にはあり得ないことで、そのことは既に別稿で論じた。従って、この印を落款に使用している作品は、すべて、康有為が中国に戻って上海に居を構えて以降に揮毫されたものであるということになる。しかし、この幅に使用されたものと同じ印を用いて、しかも、日本滞在中に書き贈ったと思われるものが、内容的にも筆跡的にも存在する。載山青氏が、『吳昌碩印影』にこの印を収録した根拠と、更に多くの使用例を検討した上で初めて結論を導くことができる問題かと考えられる。

以上、嶽影楼松坂屋蔵康有為詩軸をめぐる様々な視点から検討を加えてみた。歴史的にも、文学的にも、又、書という観点から見ても、実に興味深い作品である。

尚、この研究ノート作成にあたって、嶽影楼松坂屋の御当主である安藤篤好氏には甚大なるご協力を頂いた。茲に、謝意を申し述べる次第である。又、宮川隆泰著『岩崎小弥太―三菱を育てた経営理念』（中公新書・一九九六）、拙稿『康有為と吳昌碩―康有為自用印に見るその交友―』（『群馬女子短期大学国文研究』第二十二号・一九九五）を参照した。

（二〇〇一年一月十日受理）